

広島県金融広報委員会の講師派遣制度について

生活設計、資産運用、相続・贈与、社会保障制度、消費者トラブル、金融・金融教育などについて講師派遣を【無料】で行っています。
 ※原則、講演会等実施日1ヶ月前までに10名以上でお申込みください。
 ※実施時期は随時（平日、休日問いません）
 ※講演時間 1回あたり1時間～2時間程度
 ※講師は金融広報アドバイザーが務めます。内容によって講師の御希望を伺いますので、御相談ください。

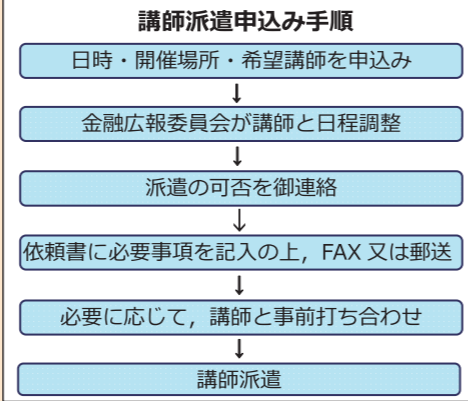
広島県金融広報委員会

〒730-0011 広島市中区基町8-17 日本銀行広島支店内
 電話：082-227-4268 FAX：082-502-0165

当委員会は、広島県、中国財務局、日本銀行広島支店、県内の金融機関などからなる中立・公正な組織です。

【講師をつとめる金融広報アドバイザー（2023年3月現在）】

アドバイザー名	得意分野	アドバイザー名	得意分野
なかがわ 隆喜 たかよし 隆喜	・会計および税務に関する基礎知識 ・小・中学生への会計講座	いそぎき 磯崎 紀夫	・ライフプラン（生活設計）と保険設計 ・ライフキャリア（生活・仕事）設計 ・相続・贈与の基礎知識
まつい 松井 智成	・有価証券報告書の読み方 ・身近な税金について ・会計・経理の基礎知識	くらはし 倉橋 孝博	・つみたてNISAやイデコなどの資産運用 ・キャッシュレス決済の基本事項 ・相続・贈与の基礎知識 ・年金・介護・医療などの社会保障制度
にいたに 二井谷 素子	・税金に関する基礎知識 ・税金の計算のしくみ ・帳簿と税金について	まつおか 松岡 邦泰	・幼少期からのしつけと金銭教育 ・児童、生徒の金銭教育 ・くらしと金融の基礎知識
おおくぼ 大久保 隼	・相続および相続税に関する基礎知識 ・相続で揉めないための対策	かわむら 川村 佐和子	・消費者トラブル最新情報 ・「参加型」消費者トラブル対策講座 ・賢い「子ども消費者」になろう！
さとう 佐藤 健次	・ライフプラン（生活設計） ・リタイアメントプランニング（退職後の年金、医療等生活プラン全般） ・老後の財産管理（成年後見制度の普及等）	みかみ 三上 貴久美	・ライフプランとキャリアプラン（生活設計と働き方） ・リタイアメントプラン（年金・保険など） ・子どもへの金銭教育
かじもと 梶本 利恵	・生活設計・資金計画の立て方 ・生活設計における保険設計の基本 ・金融経済の基礎知識	たなか 田中 美恵子	・悪質商法の事例と対策について ・消費者トラブルに遭わないために ・食品ロス削減と金銭教育



高齢者ご本人とそのご家族 周囲の方に気をつけてほしい消費者トラブル

日中、家にいることの多い高齢者は、電話勧誘や訪問販売の被害に遭いやすい傾向にあります。悪質事業者は、こうした高齢者を言葉巧みに勧誘し、年金や貯蓄を狙って高額な契約を迫ってきます。また、意図せず定期購入により送られてきた未開封の商品が、自宅に山積みになっていないかなど、ご家族や周囲の方々が被害に気付くことも重要です。高齢者に多い相談事例を知り、ご本人だけでなく、ご家族や周囲の方も気をつけるポイントを確認しておきましょう。詳しくは中面で⇒

広島県消費者啓発情報サイト 高齢者向けページをリニューアルしました！

広島県消費者啓発情報サイト高齢者向けページでは、「高齢者に多いトラブル事例」を掲載し、家族や周りの方に、見守りポイントの紹介をしています。ぜひ、ご活用ください！

【高齢者向けページはこちら】⇒

『県民だれもが、自ら考え自ら行動できる自立した消費者となり、安全で安心して暮らすことができる、消費者被害のない広島県の実現』をめざします。

広島県知事 湯崎英彦

最近の消費者を取り巻く環境は、高度情報化の進展、コロナ禍におけるインターネット通販などの利用拡大などに伴い、暮らしの利便性が飛躍的に向上する一方で、多様な商品サービスが提供され、契約内容も複雑化していることから、とりわけ、高齢者を狙った消費者被害が巧妙化・多様化しております。さらに、令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、社会経験が未熟な若者の消費者トラブルの増加も懸念されます。こうした状況の変化に対応し、すべての県民が豊かな消費生活を送るためには、高齢者など配慮を要する方への支援はもとより、自ら考え行動できる「自立した消費者」となることを促す取組が重要です。このため、県では、令和2年度から令和6年度までを実施期間とする「広島県消費者基本計画（第3次）」に基づき、「自立した消費者となるための消費者教育の推進」、「外国人や高齢者等の配慮を必要とする人への支援の強化」、「県・市町の消費生活相談窓口体制の見直し」の3点に重点的に取り組んでいるところです。これからも、県民の皆様への安全・安心な暮らしの確保のため、市町や関係機関・団体の皆様と連携して、消費者行政の一層の推進を図って参ります。

ご相談は全国共通電話（消費者ホットライン）☎188（いやや）へお気軽に！

お住まいの市町の消費生活相談窓口もご利用いただけます。

市町	電話番号	相談日※	相談時間※
広島市	082-225-3300	火を除く毎日（祝日も対応）	10:00～19:00
呉市	0823-25-3218	月～金	8:30～16:30
竹原市	0846-22-6965	月～金	10:00～16:00
三原市	0848-67-6410	月～金	9:00～16:00
尾道市	0848-37-4848	月～金	9:00～17:00
福山市	084-928-1188	月～金	8:30～16:30
府中市	0847-43-7106	月・火・木・金	10:00～16:00
三次市	0824-62-6222	月～金 ※水曜日は相談員不在	9:00～16:00
庄原市	0824-73-1228	月～金	9:00～16:00
大竹市	0827-57-3236	火・金	9:00～16:00
東広島市	082-421-7189	月～金	9:30～16:30
廿日市市	0829-31-1841	月～金	9:00～16:00

市町	電話番号	相談日※	相談時間※
安芸高田市	0826-42-1143	火	9:30～16:30
江田島市	0823-43-1843	月～金 ※金曜日は9:00～15:00	9:00～16:00
府中町	082-286-3128	月～金	9:00～16:00
海田町	082-823-9219	木	9:30～16:00
熊野町	082-820-5636	月～金	10:00～16:00 ※月曜日と水曜日以外は相談員不在
坂町	082-820-1535	木	9:00～16:00
安芸太田町	0826-28-1961	月～金	9:00～16:00
北広島町	0826-72-5571	木	10:00～16:00
大崎上島町	0846-65-3123	奇数月の第1金	10:00～15:00 ※町の相談日以外の日は、竹原市の窓口で相談できます。
世羅町	0847-22-1111(代)	月～金	10:00～16:00
神石高原町	0847-89-3088	月～金	9:00～16:00

※祝日・年末年始（広島市は年末年始）は休みです。また、昼休憩があります。

【広島県生活センター】☎082-223-6111 広島県庁農林庁舎1階（広島市中区基町10-52）
 相談受付：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
 メール相談は24時間受付中 ⇒ [相談してムーチョ](#) で検索 または、こちらから⇒

◆この情報紙に関する問い合わせ先 広島県 消費生活課 消費政策グループ ☎082-513-2730

目次

高齢者本人とその家族、周囲の方に気をつけてほしい消費者トラブル … 2～3
 高齢者のトラブルを防ぐためには周囲の見守りが大切です … 3
 広島県金融広報委員会の講師派遣制度、相談窓口 … 4
 協力：広島県金融広報委員会（日本銀行広島支店内）

これは音声コードです。

目の不自由な方への情報提供を目的に作られたものです。この音声コードを、活字文書読み上げ装置で読み取らせると、音声で読み上げます。

高齢者ご本人とそのご家族, 周囲の方に気をつけてほしい消費者トラブル

光回線の料金が安くなるという電話勧誘販売トラブル

事例紹介①

自宅に電話があり、「光回線の月額料金が今より2,000円安くなります」と勧誘された。

電話をしてきた相手は、今契約している事業者の関連会社を名乗ったため、契約プランの変更だと思い込んで申し込みをした。

しかし、後日請求内容を確認すると、安くなっておらず契約した覚えのないオプション料金が加算されていた。元の契約に戻したい。(80歳代 男性)



トラブルに遭わないために

○現在の契約内容を確認しておきましょう。

勧誘時に「料金が今より安くなる」と言われ、現在の契約の料金等を十分に確認しないまま契約し、その後の請求時に安くなっていないことに気付くケースや、契約した覚えのないオプション等が追加されている場合もあるので、注意が必要です。

○現在の契約内容と勧誘された契約内容を比べた上で検討しましょう。

契約した後で、以前の契約に戻したいと思っても、違約金等の高額な費用が発生したり、適用されていた長期契約時の割引サービス等を同じ条件で適用することができない可能性もあります。勧誘をされてもすぐに返事をせず、契約内容等を十分に確認した上で検討し、理解ができなかった場合や必要がない場合は、迷わず断りましょう。

○見守りの方をお願いしたい点 右下の「高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト」の家の様子についての②と⑥を確認してください。

勧誘された商品がまた届いた！意図しない定期購入トラブル

事例紹介②

新聞折込広告を見て、眼鏡型拡大鏡を電話注文した際に、事業者から「拡大鏡と一緒に目に良いサプリメントはどうですか。」と勧誘され700円だったので申し込んだ。

その後1回限りだと思っていたが、2回目の請求書とサプリメントが届き定期購入だと気付いた。また、1回目の代金が眼鏡型拡大鏡とサプリメントで3,000円、2回目はサプリメントのみで5,000円だった。定期購入だと説明された覚えはない。2回目以降を断りたい。(70歳代 女性)



トラブルに遭わないために

○「納品書」等で、定期購入の契約になっていないかを確認しましょう。

「納品書」に、定期購入と申し込んでいないのに定期購入と記載されていたら、すぐに事業者に連絡しましょう。

○別の商品を勧誘された際は、いったん電話を切ってから慎重に検討しましょう。

電話注文時の事業者からの勧誘は、消費者にとって不意打ち性があり、冷静に判断することが難しい場合があります。不要な商品を購入しないために、慎重に検討して必要なければきっぱりと断りましょう。お困りの場合は、お近くの消費生活センターへご相談ください。

○見守りの方をお願いしたい点 右側の「高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト」の家の様子についての①と②を、本人の様子についての①と③を確認してください。

「保険金を使って修理ができる」と勧誘する訪問販売トラブル

事例紹介③

「火災保険を使って住宅修繕をしませんか」と事業者が訪問してきた。屋根に上がり点検してもらった結果、「アンテナが曲がっていて、屋根もズレがある」と説明され、工事見積を出してきた。

その際、損害保険会社に対して、「自分たちの存在は保険会社に伝えないでほしい、〇年の大型台風で壊れた」と言い切りたいと言われた。屋根の写真も見ていないし、不審だ。(70歳代 男性)



トラブルに遭わないために

○まずは損害保険会社や保険代理店に相談しましょう。

「保険金で修理ができる」と勧誘されても、修理する箇所が保険金支払いの対象になるかどうかは分かりません。また、虚偽の理由で保険金を請求すると、あなた自身が罪に問われる可能性もありますので、絶対にやめましょう。

○訪問販売による契約は、クーリング・オフ制度の対象です。

訪問販売による契約は、契約書面を受け取った日から8日間以内であればクーリング・オフができる可能性があります。契約に不安を感じる、クーリング・オフ通知の書き方がわからない、そんな時は、お近くの消費生活センターへご相談ください。

○見守りの方をお願いしたい点 下の「高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト」の家の様子についての②, ③, ④, ⑤を確認してください。

高齢者のトラブルを防ぐためには、ご家族をはじめとする周囲の方の見守りが大切です！

高齢者のトラブルを防ぐために、次の見守りチェックリストをご活用ください。

高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト

家の様子について

- ①未開封の化粧品や健康食品の箱などが増えていないか
- ②契約書などの不審な書類や名刺、心当たりのない請求書などがいないか
- ③カレンダーに見慣れない事業者名などの書き込みがないか
- ④屋根や外壁、電話機の周辺などに不審な工事の形跡はないか
- ⑤家に見慣れない人が出入りしていないか
- ⑥不審な電話のやりとりがないか

本人の様子について

- ①定期的にお金をどこかに支払っている形跡はないか
- ②生活費が不足したり、お金に困っていたりする様子はないか
- ③何かを買ったことを覚えていないなど、判断能力に不安を感じることはないか

契約や買い物で困ったときは、すぐに消費者ホットライン（☎188）にご相談ください。